

市内局番を確かめておかけください



南あわじ市役所
総合窓口センター
緑 庁舎 ☎44-3001
西淡庁舎 ☎37-3011
三原庁舎 ☎43-5021
南淡庁舎 ☎50-3031

【中央庁舎】
議会事務局 ☎43-5005
市長公室 ☎43-5002
総務部
総務課 ☎43-5001
防災課 ☎43-5006
情報課 ☎43-5003
さんさんネット ☎43-2345
選挙管理委員会事務局 ☎43-5004

【緑庁舎】
健康福祉部
福祉課 ☎44-3002
長寿福祉課 ☎44-3005
保険課 ☎44-3003
健康課 ☎44-3004
少子対策課 ☎44-3040

【西淡庁舎】
産業振興部
商工観光課 ☎37-3012
企業誘致課 ☎37-3046
水産振興課 ☎37-3013

都市整備部
管理課 ☎37-3014
建設課 ☎37-3015
都市計画課 ☎37-3016

教育委員会(教育部)
教育総務課 ☎37-3017
学校教育課 ☎37-3018
人権教育課 ☎37-3019
生涯学習文化振興課 ☎37-3020

【三原庁舎】
市民生活部
市民課 ☎43-5023
税務課 ☎43-5022
収税課 ☎43-5034
生活環境課 ☎43-5024

農業振興部
農林振興課 ☎43-5025
農地整備課 ☎43-5026
地籍調査課 ☎43-5027
農業共済課 ☎42-6210
農業委員会事務局 ☎43-5029

【南淡庁舎】
財務部
財政課 ☎50-3033
管財課 ☎50-3034

下水道部
企業経営課 ☎50-3036
下水道課 ☎50-3039
下水道加入促進課 ☎50-3041
会計課 ☎50-3040
監査委員事務局 ☎50-3050

もつづけましたか？住宅用火災警報器



住宅用火災警報器の全住宅への設置が義務化され、設置猶予期限が今年5月末と迫っています。住宅火災による死者の多くが高齢者で「逃げ遅れ」によるものです。

住宅用火災警報器の設置場所

- 各寝室(子供部屋も含む)
- 階段(寝室がある階の踊り場上部)

※台所にもできれば設置しましょう

購入方法
電器店やホームセンター、家電量販店などで販売しています。NSマークがついたものを選んでください。

淡路路広域消防事務組合予防課 ☎24・2416、南淡分署 ☎52・0119

住宅用火災警報器を無償で設置

市では今年度限り住宅用火災警報器を無償で設置します。対象者には4月25日ごろに資料を郵送します。詳しくは、お問い合わせください。

対象者 65歳以上の高齢者のみの世帯(1人でも可)

※他の制度で火災警報器を設置している世帯等を除く

長寿福祉課 ☎44・3005



▲1世帯2台まで無償で設置します

障害基礎年金加算が拡充

これまで障害基礎年金は、受給権が発生した時点で、生計を維持する配偶者や子ども分の加算を行っていました。

4月以降は、受給権発生後でも生計を維持することになった配偶者や子どもができたとき、届出

により、年金への加算が可能となりま

す。詳しくはお問い合わせください。

明石年金事務所 ☎078・912・4983

	これまで	4月以降
受給権発生時に生計を維持する配偶者や子どもがいる	○加算	○加算
受給権発生後に生計を維持する配偶者や子どもができた	×	○加算

▲4月から加算範囲を拡大した障害基礎年金

児童扶養手当の受給対象が拡大

障害基礎年金から児童扶養手当への受給変更

4月以降、基礎年金の子ども分の加算額よりも児童扶養手当の支給額の方が多ければ、児童扶養手当の受給に変更が可能となります。

※1人の子どもで、障害基礎年金の子の加算と児童扶養手当は、両方を受けることはできません

両親の一方に国民年金法1級相当の障害がある人

※母子・父子世帯の人は、受給変更ができません

受給変更の手続き

詳しくはお問い合わせください。

福祉課 ☎44・3002

阿万財産区議会議員選挙 3月13日執行

阿万財産区議会議員選挙は、無投票で次の人が当選しました。(敬称略・届出順)

江本賢司、黒田昌宏、岡本育大、池本修二、松本裕昭、阿部金平、坂部保次、數田直樹、初田一義、平野善一

選挙管理委員会 ☎43・5004

23年度後期高齢者医療保険料の支払い

保険料徴収

2月の年金受給時に年金から引き去りされた金額と同じ額を4月・6月・8月に年金から引き去ります。

※1月31日までに納付方法変更申出書を提出している人は対象外です

保険料の通知等

5月31日までに75歳になつている人②65~74歳で障害認定を受けている人には、**1 保険料額の決定通知書**②納付書を7月中旬に送付します。※納付書は口座振替の手続きがない人のみ

国保課 ☎44・3003

70~74歳の医療機関の自己負担

国保の自己負担割合

4月から、70~74歳の国民健康保険加入者(3割負担者を除く)の医療機関での窓口負担が、1割から2割に変更する予定でしたが、来年3月末まで1割に据え置きとなりました。自己負担限度額も現行のままとなります。

受給者証に一部負担金の割合が「2割(平成23年3月31日までは1割)」と記載されている人には、4月以降の新しい受給者証を3月下旬に郵送しています。

国保課 ☎44・3003



▲国保高齢受給者証

身体障害者の人に軽自動車税を減免

身体障害者などのために使用する軽自動車等での要件を満たせば、申請により軽自動車税の減免が受けられます。

④身体障害者手帳または戦傷病者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳

▽提出先 総合窓口センター

▽提出期限 5月24日(火)

▽昨年度減免を受けた人

ご自宅に郵送している申請書(継続用)に必要な事項を記入し、4月15日(金)までに返送ください。

※申請内容が昨年度と異なる場合、新規の手続きを行っていただきます

国保課 ☎43・5022

自動車税の減免申請 洲本県税事務所 ☎26・2026

新規で減免申請する人

- 1 印鑑(認印可)
- 2 運転者の運転免許証
- 3 車検証



普通自動車の減免を受けている人は対象外です。減免は1人につき1台です。

水道料金の福祉減免制度

対象者 ①4月1日現在65歳以上で一人暮らし ②市内に住所がある ③市民税が非課税 ④「申請者・住所」と「水道使用名義人・使用場所」が同じ

申請 ①印鑑②領収書か検針のお知らせを総合窓口センター、支所、連絡所、出張所に持参(申請書は各窓口に備付け)

現在、減免を受けている人は、新たに申請する必要はありません。

淡路路広域水道企業団 ☎50・3038

みなさんのお役に立ちます

- 植木剪定 ○大工・左官仕事 ○農作業 ○除草・草刈 ○軽作業
- 施設管理 ○清掃 ○毛筆筆耕 ○家事手伝い(掃除・洗濯・食事支度) など

お気軽にお電話下さい 60歳以上の会員を募集しています

南あわじ市シルバー人材センター

広田事業所 TEL / 0799-45-0012
福良事業所 TEL / 0799-52-0070
西淡窓口 TEL / 0799-36-2083

〒656-0478 南あわじ市市福永 358-1 (三原庁舎内)
TEL / 0799-42-5339 FAX / 0799-42-6044

有料広告募集

「広報南あわじ」に、お店の宣伝、求人情報など出しませんか?

掲載料金 (市内 19,100部折込)

1種広告 30,000円 (4.5cm×18cm)
2種広告 16,000円 (4.5cm×9cm)

6か月以上継続してご契約された方は...

1種広告 20,000円 2種広告 11,000円

<お問い合わせ>
情報課 ☎43-5003